

札高裁総第001184号

(庶ろー03)

平成24年12月21日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

札幌高等裁判所長官 山 崎 恒

札幌高等裁判所管内調停運営協議会の協議結果について

(7月20日付け民二第005915号に対する報告)

標記の協議結果の要旨は、別添の議事概要のとおりです。

札幌高等裁判所管内調停運営協議会議事概要

1 日時

平成24年10月5日（金）午前9時30分から午前11時40分まで

2 場所

札幌高等裁判所中会議室（本館5階）

3 議事

(1) 主催者のあいさつ

札幌高等裁判所長官 山崎 恒

(2) あいさつ

最高裁判所事務総局家庭局長 豊澤 佳弘

(3) 調停運営状況概況説明

札幌高等裁判所事務局長 鈴木 巧

別紙1「平成24年度調停運営協議会概況説明」のとおり

(4) 協議

別紙2「札幌高等裁判所管内調停運営協議会協議結果要旨」のとおり

平成 24 年度調停運営協議会概況説明

1 札幌高等裁判所管内の調停事件の状況について、お手元にお配りしております統計資料に基づき、概況を説明します。

2 まず、民事調停事件です。

(1) 新受事件数について

表紙をめくって【表 1】をご覧ください。民事調停事件の新受件数は、全国、札幌高裁管内ともに平成 19 年以降は毎年減少しております。札幌高裁管内の数字を見ると、平成 19 年では 14,886 件であったものが平成 23 年では 3,563 件と約 76% の大幅減となっております。

今年に入ってから的事件動向については、次のページの【表 2】をご覧ください。今年 1 月から 7 月までの新受件数をピンクの部分で示し、右側には昨年の同時期の新受件数を示して前年と比較しています。今年 7 月までを見ると、全国では前年比約 26.8% 減、札幌高裁管内でも前年比約 38.8% の減少となっております。

続いて、次のページの【表 3】をご覧ください。この表は、民事調停新受事件の種類別の割合を表したものです。皆様ご存知のとおり、平成 20 年度以降、特定調停事件が減少し、平成 23 年には 478 件にまで激減しております。これに対し、一般調停は平成 21 年の 1,515 件から平成 22 年に 2,898 件と約 90% 増加し、平成 23 年も 2,326 件となり、一般調停と特定調停の割合が逆転しています。この背景として、過払金請求訴訟事件において、当該事件を一般調停に付し、より要件が柔軟な 17 条決定をしているものが相当数あることが挙げられます。

以上が新受事件の関係のデータです。

(2) 終局事由、審理期間について

次のページの【表４】は、平成２２年及び平成２３年の民事調停事件の終局事由の割合を円グラフで表したものです。平成２２年と平成２３年の割合を比べると、高裁全体では調停成立率が若干上がり、調停に変わる決定（１７条決定）が若干減少していますが、大きな傾向の変化はありません。

続いて、次のページの【表５】をご覧ください。これは、民事調停事件の平均審理期間の推移を表したものです。札幌高裁管内の民事調停事件の平均審理期間は、各庁いずれも全国平均と比べて短くなっております。

続いて、次のページの【表６】は、平成２３年に終局した民事調停事件のうち、審理期間が３か月以内で終局した事件の割合を比較したものです。各庁で若干ばらつきはありますが、各庁とも全国平均よりも高い数値となり、ほぼ９割の事件が３か月以内で終局していることが、お分かりいただけます。

(3) 総括

以上のことから、札幌高裁管内の民事調停事件は、ここ数年、事件の滞留もなく、着実に処理されていると総括できます。

3 次に、家事調停事件です。

(1) 新受事件数について

次のページの【表７】をご覧ください。札幌高裁管内の家事調停事件の新受件数は、若干の増減はあるもののほぼ横ばいで、平成２３年は平成１９年とほぼ同じ水準にあります。

今年に入ってから的事件動向については、次のページの【表８】をご覧ください。今年の１月から７月までの新受件数をピンクの部分で示し、右側には昨年の同時期の新受件数を示しています。全国では、前年比で５．６％増、札幌高裁管内でも３．７％増となっております。内訳を見ると、札幌家裁が２．２％増、釧路家裁が２４．８％増となっておりますが、函館家裁は１２．４％減、旭川家裁は４．７％減となっております。釧路の事件数が大幅に増加したのは、平成２３年度の新受件数が平成２２年度の新受件数よりも６０件余

り減少していることから、この分の申立が平成24年度にずれ込んだことが要因の一つと推測されます。

次のページの【表9】は、家事調停新受事件の種類別割合です。ここ数年大きな変化がないということが分かります。平成23年についても、婚姻中の夫婦間の事件と養育費や面会交流などの子の監護に関する事件の2種類を合わせて、新受事件全体の60%以上（63.3%）を占めております。

以上が新受事件の関係のデータです。

(2) 終局事由、審理期間について

次のページの【表10】は、調停の終局事由の推移を表したものです。札幌高裁管内の調停成立率は、平成19年度以降、いずれも約50%近い数値を維持しております。

次のページの【表11】は、平均審理期間の推移を示したものです。平均審理期間は、過去5年間ににおいても、全国平均よりも短いことが分かりますが、平成23年度は函館と旭川が前年よりわずかに長くなっています。いずれも子を巡る問題について時間をかけて調停を進めていることが要因の一つと思われます。

続いて、次のページの【表12】は、平成23年に終局した事件のうち、申立てから6か月以内に審理が終局した事件がどれくらいの割合であるのかという統計データです。全国平均が77%であるのに対し、札幌高裁管内のすべての家裁では、それよりも高い数値となっております。また、黄色と薄いオレンジ色部分の合計が、3か月以内に審理が終局した事件の割合になりますが、札幌高裁管内のすべての家裁において、およそ半数以上の事件が3か月以内に終局していることがお分かりいただけます。

(3) 総括

以上のことから、家事調停事件については、ここ数年、事件数の動向に大きな変化はなく、安定した良好な実績を挙げていると総括できます。

4 以上が、民事調停事件及び家事調停事件の概況です。

民事調停事件、家事調停事件ともに社会経済情勢の変化を反映して事件の内容が多様化しており、民事調停事件においては専門的な知見を必要とするような複雑困難な事件が増加傾向にあり、家事調停事件においては、婚姻費用の分担や養育費といった金銭に関わる事件が大幅に増加し、少子化に伴う激しい子どもの奪い合いや介護の問題といった深刻かつ解決困難な事件が、増加傾向にあります。

また、平成25年1月には家事事件手続法が施行されます。

更に、いわゆるADR法の施行に伴って、これまでに札幌弁護士会による「紛争解決センター」と「医療ADR」が設立され、旭川では司法書士らによる「北海道民事紛争解決センター」が旭川市内と札幌市内に設立されています。また、社会保険労務士会による「社労士会労働紛争解決センター北海道」が札幌市内に、さらには、昨年6月に札幌司法書士会による「ADRセンター」が札幌市内に設立されるなど、調停制度を取り巻く情勢は大きく変化してきております。

裁判所としても、新しい制度や専門的知識の習得のための研修や研究会を充実させるなど、環境整備を図っていきたいと考えております。調停委員の皆様方には、今後とも、裁判官、調停官、書記官及び調査官と連携を図りながら調停の円滑かつ適正な運営に当たっていただくようお願いいたします。

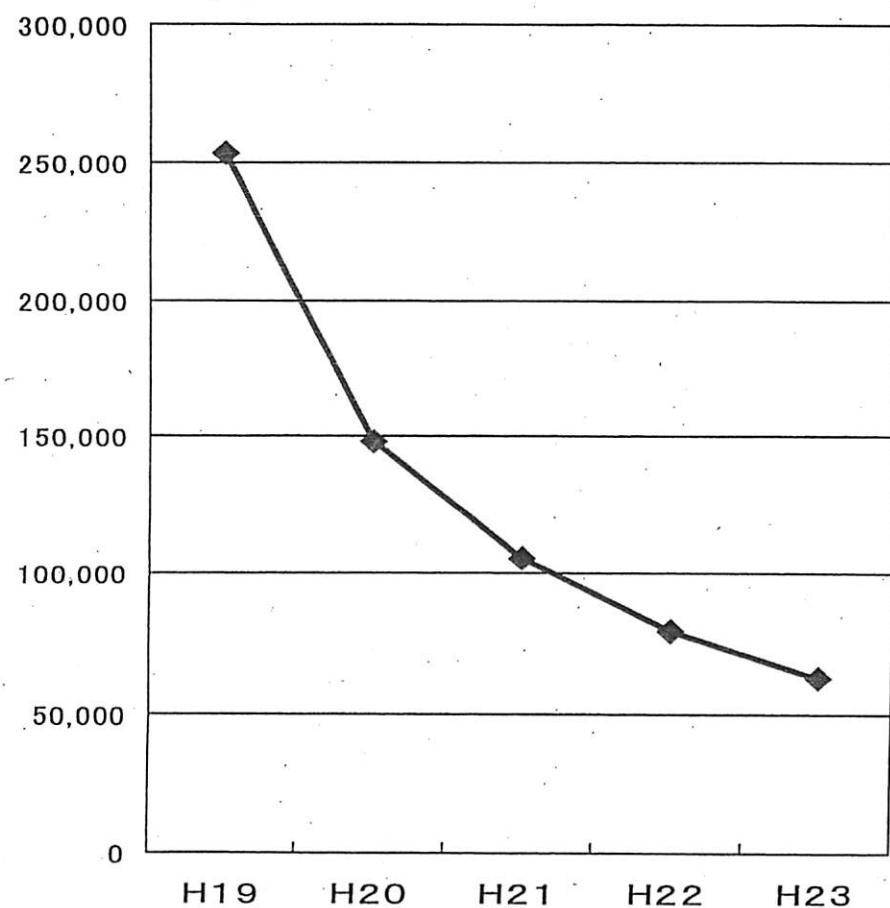
平成24年度
札幌高等裁判所管内調停運営協議会

統計資料

平成24年10月5日

表1 「民事調停事件の新受件数」

(件) 全国



(件) 札幌高裁管内

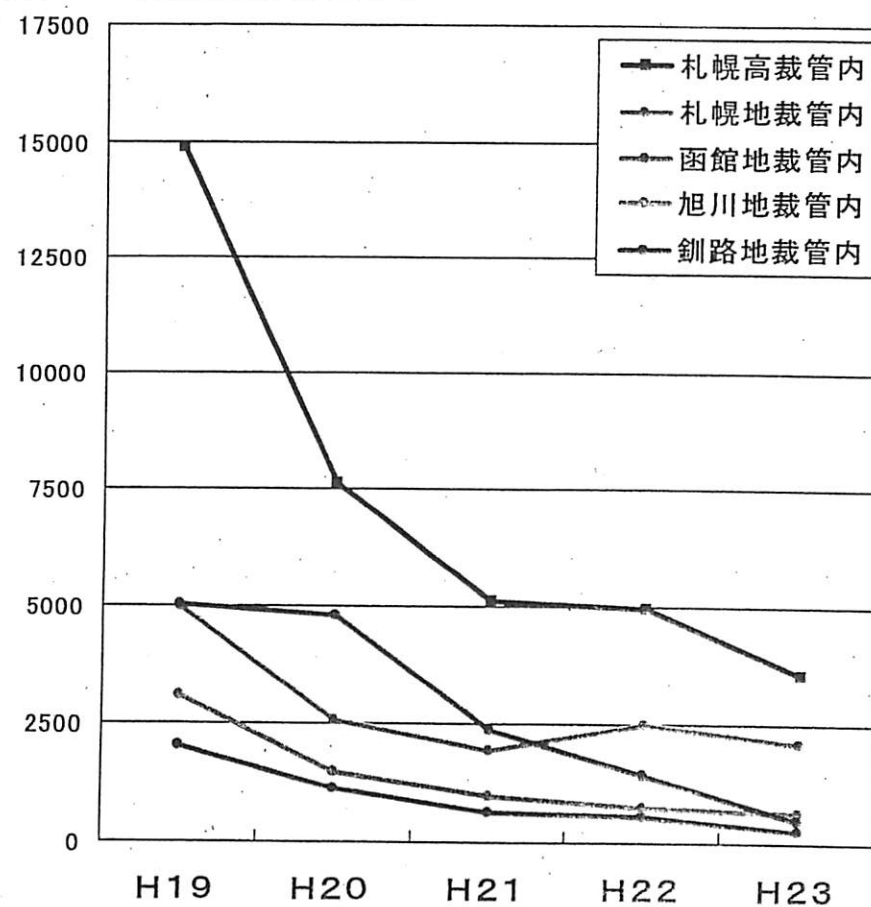


表2 「平成24年1月～7月の民事調停事件の新受件数」

	平成24年1月～7月	平成23年1月～7月	前年同期比
全 国	33, 890件	46, 282件	▲26. 8%
札 幌 高 裁 管 内	1, 429件	2, 335件	▲38. 8%
札 幌 地 裁 管 内	882件	1, 391件	▲36. 6%
函 館 地 裁 管 内	97件	167件	▲41. 9%
旭 川 地 裁 管 内	214件	426件	▲49. 8%
釧 路 地 裁 管 内	236件	351件	▲32. 8%

表3 「民事調停新受事件の種類別割合」

札幌高裁管内

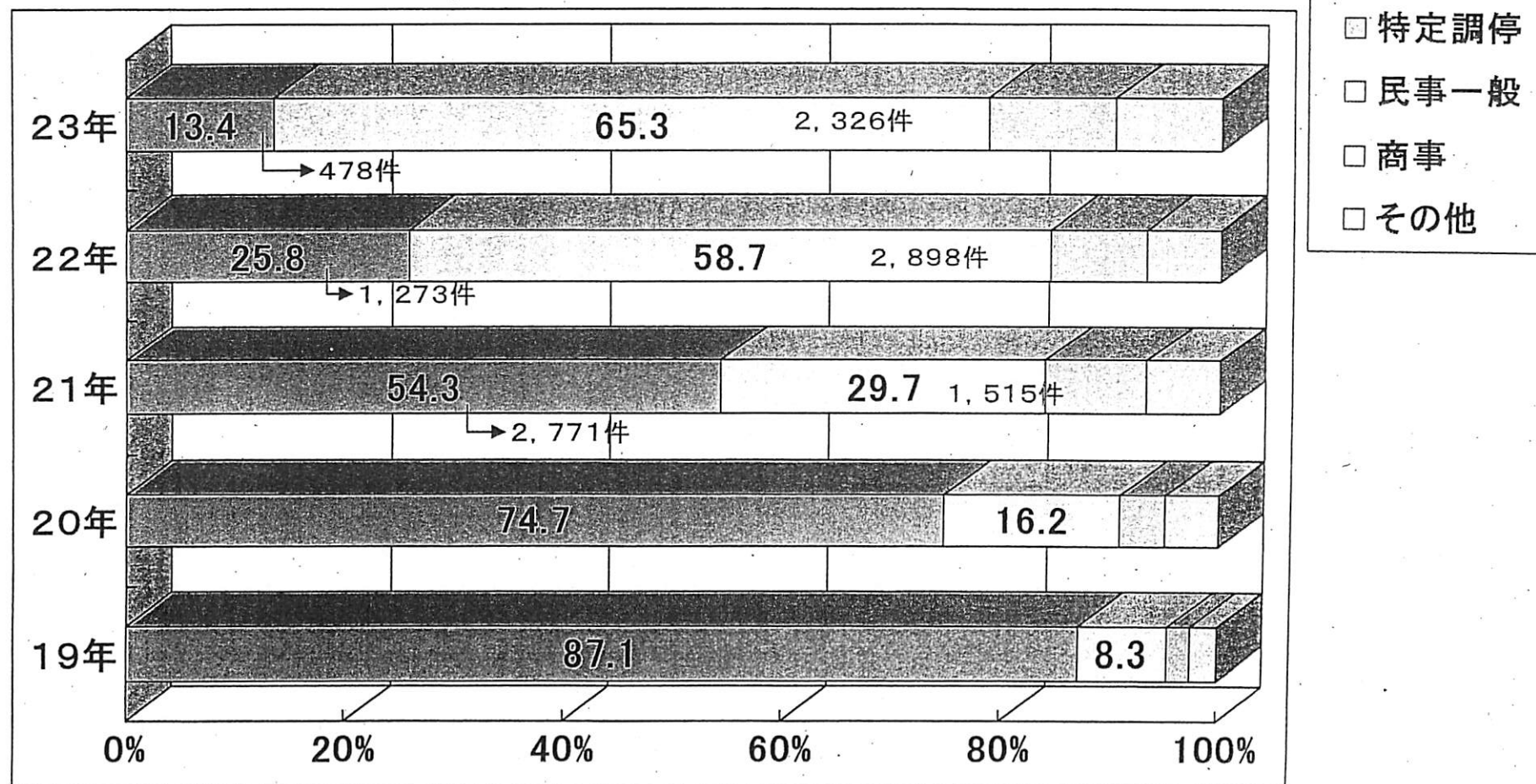
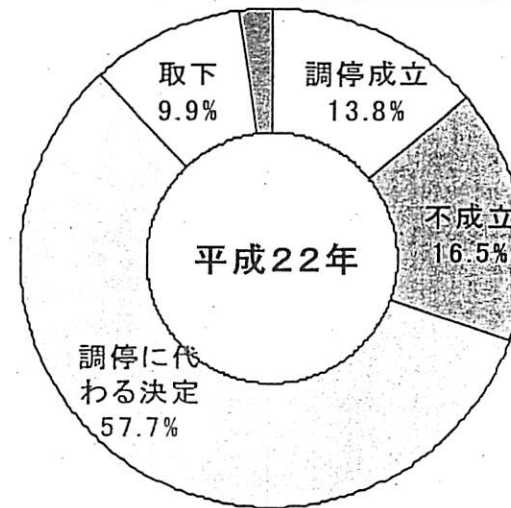
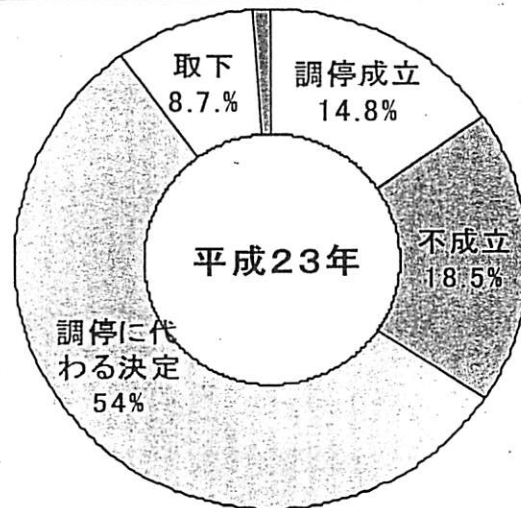


表4 「民事調停事件の終局区分」 (札幌高裁管内)



(参考)

全国

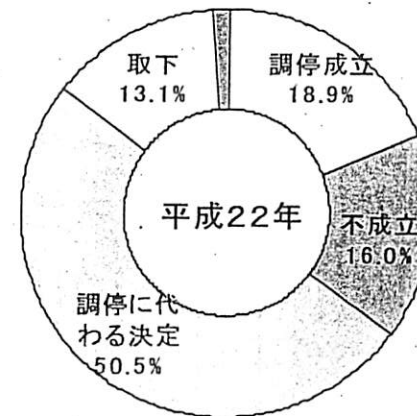
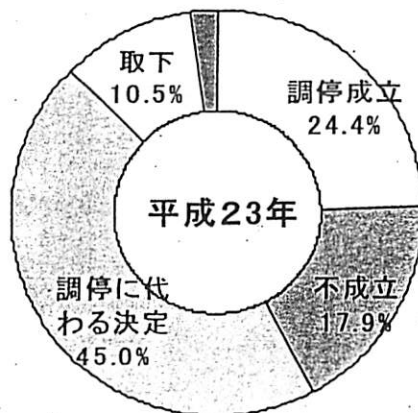


表5 「民事調停事件の平均審理期間」

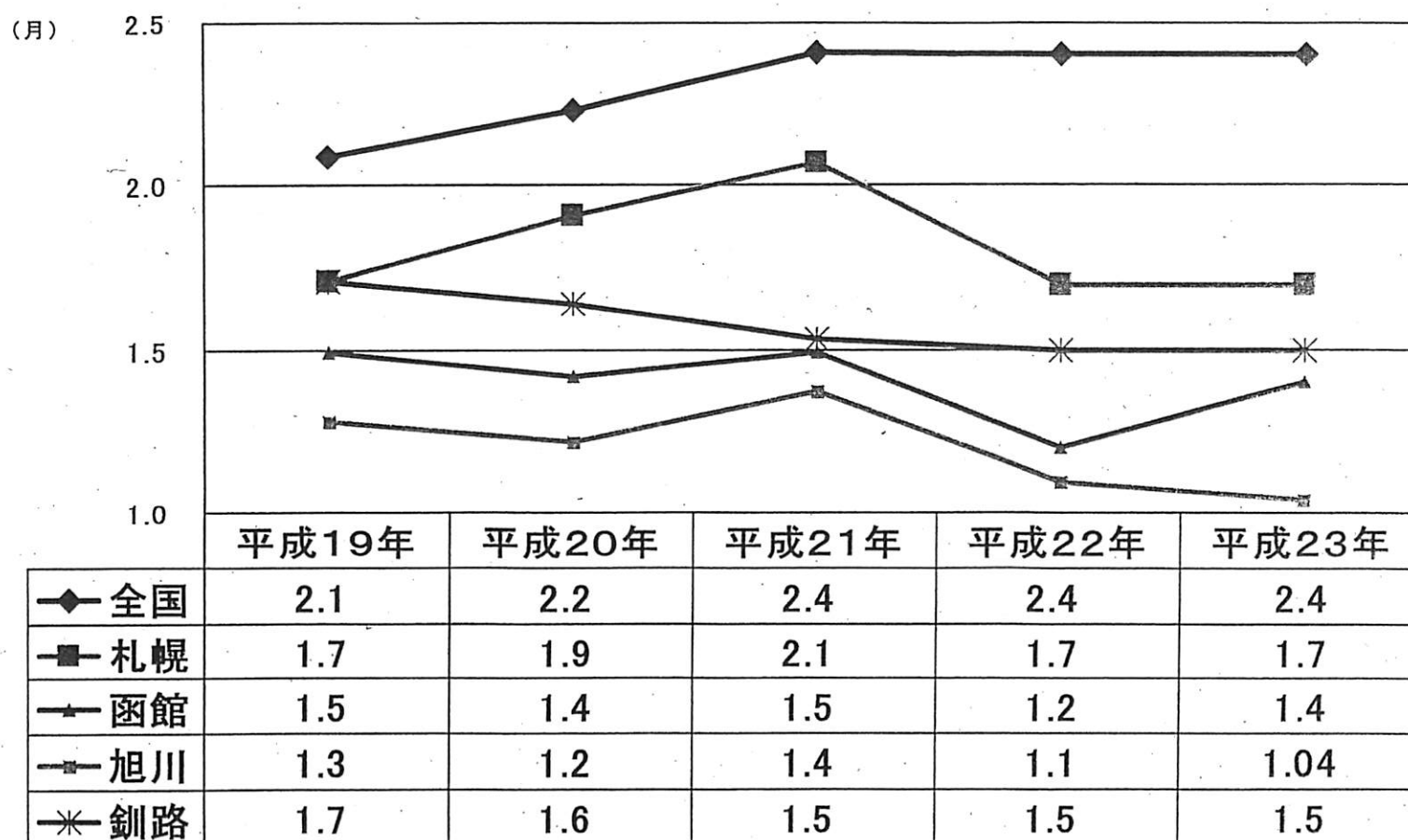


表6 「審理期間3か月以内に終局した民事調停事件既済事件割合」

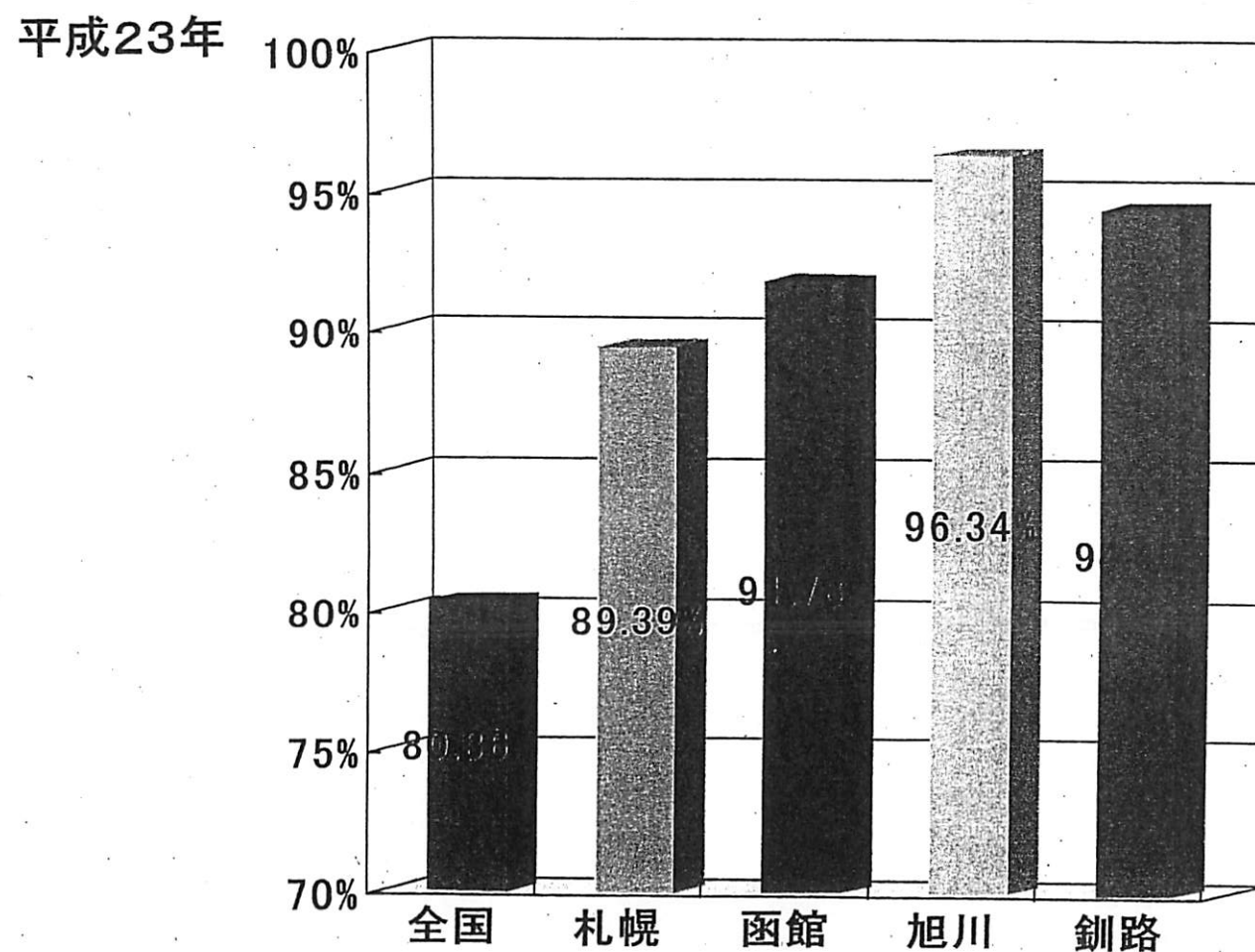
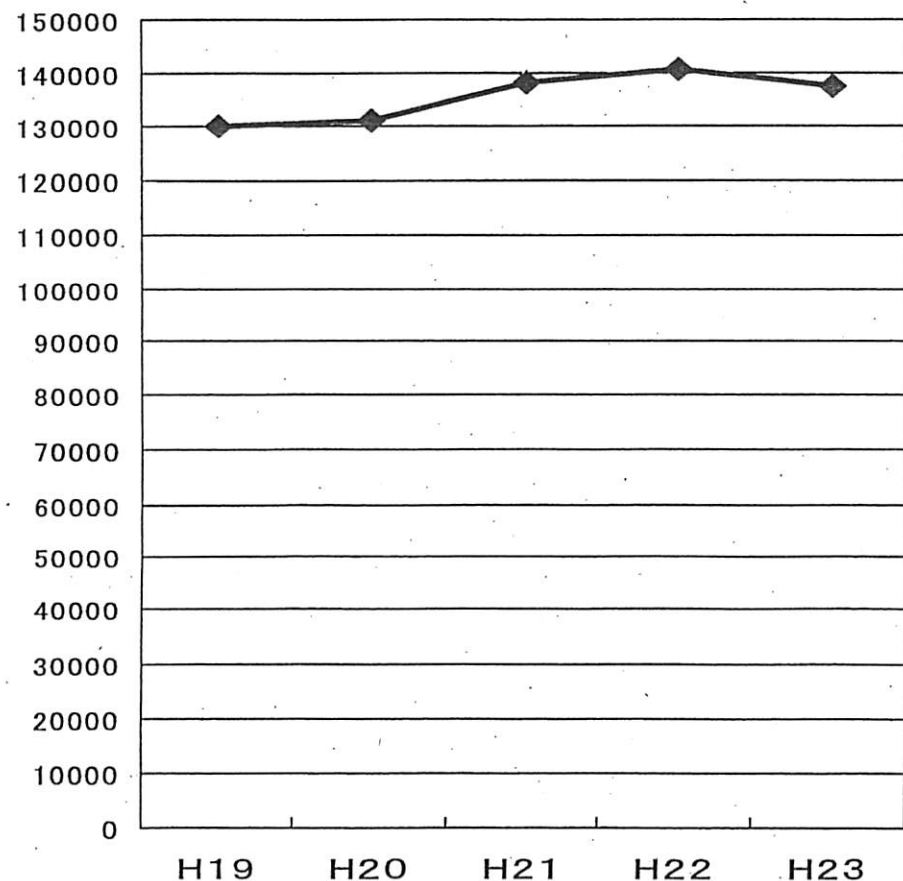


表7 「家事調停事件の新受件数」

(件) 全国



(件) 札幌高裁管内

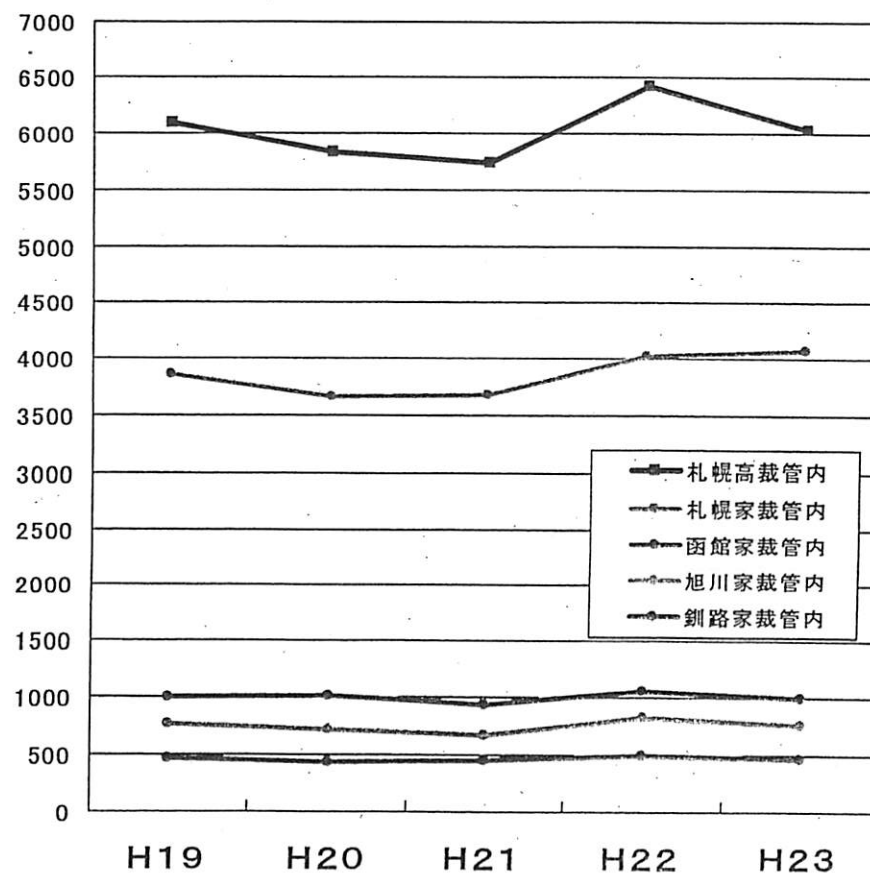


表8 「平成24年1月～7月の家事調停事件の新受件数」

	平成24年1月～7月	平成23年1月～7月	前年同期比
全 国	83, 566件	79, 113件	5. 6%
札 幌 高 裁 管 内	3, 842件	3, 705件	3. 7%
札 幌 家 裁 管 内	2, 438件	2, 386件	2. 2%
函 館 家 裁 管 内	248件	283件	▲12. 4%
旭 川 家 裁 管 内	442件	464件	▲4. 7%
釧 路 家 裁 管 内	714件	572件	24. 8%

表9 「家事調停新受事件の種類別割合」

札幌高裁管内

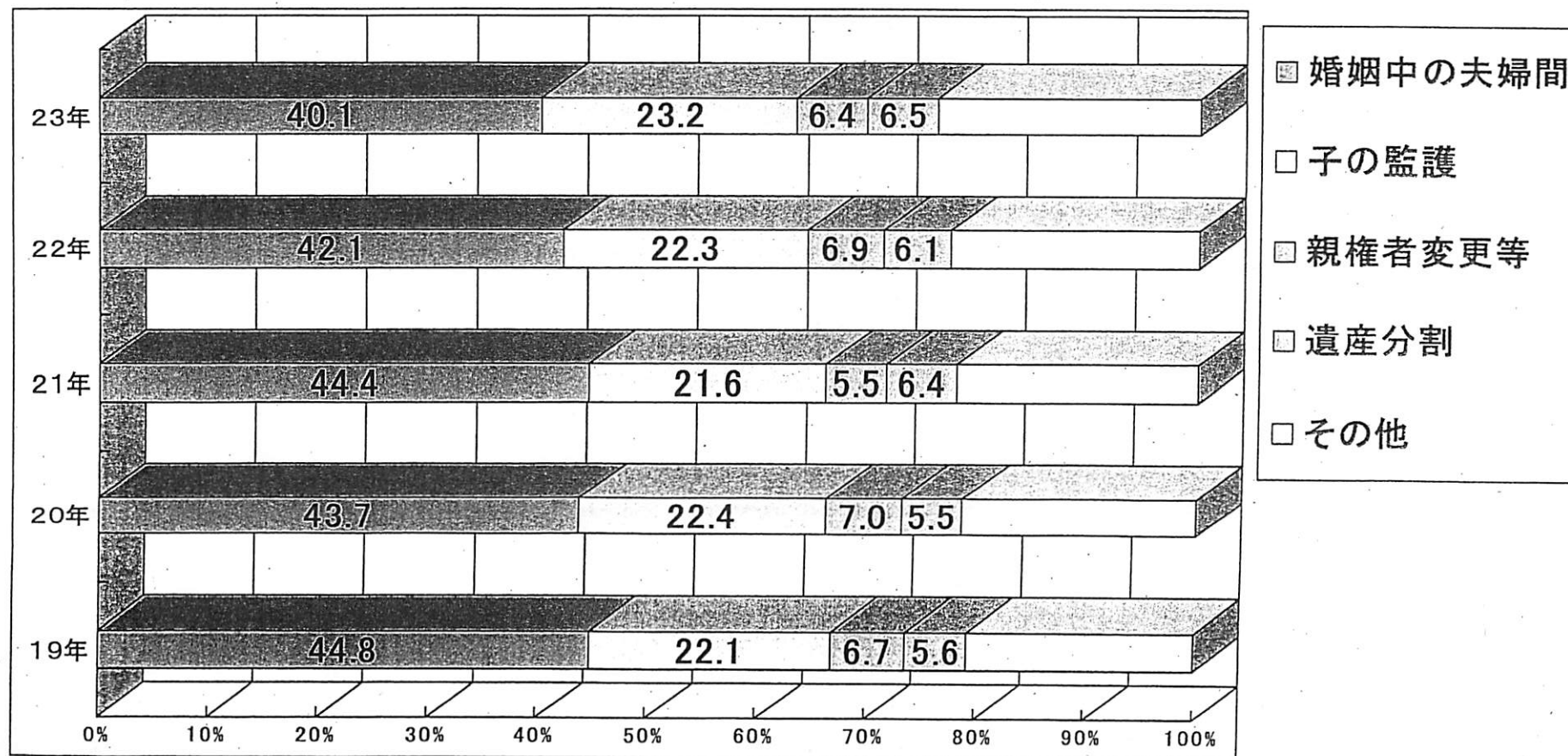
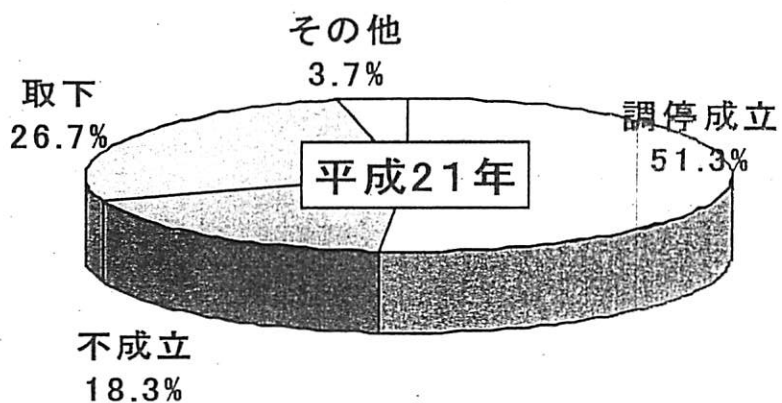
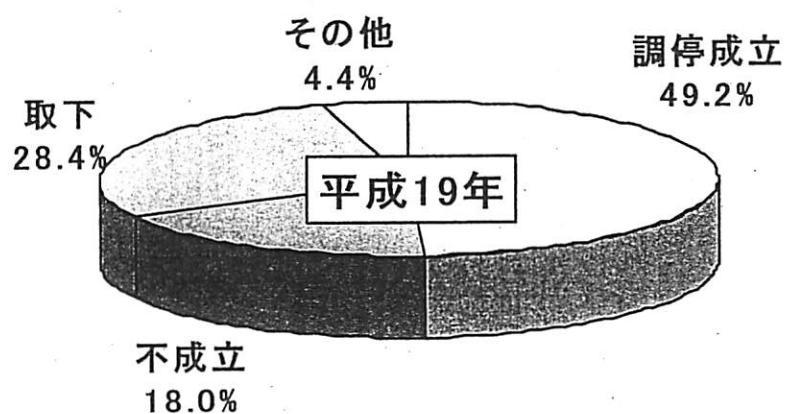


表10 「家事調停事件の終局区分」(札幌高裁管内)



(参考)

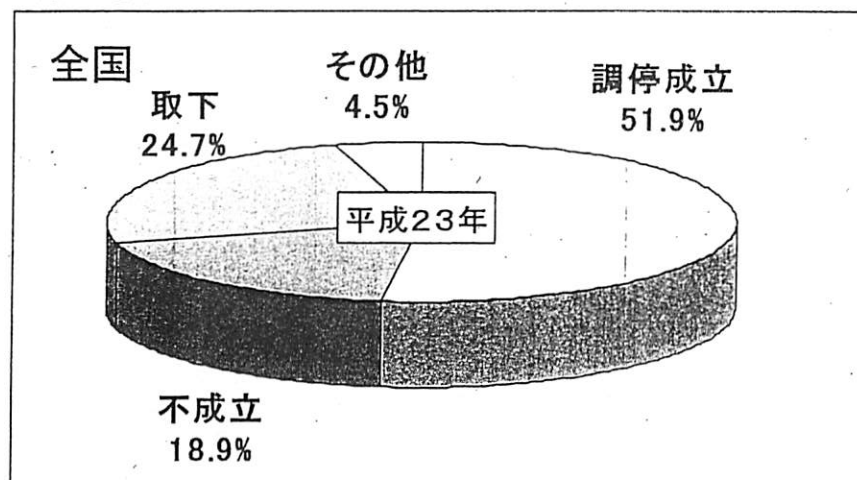
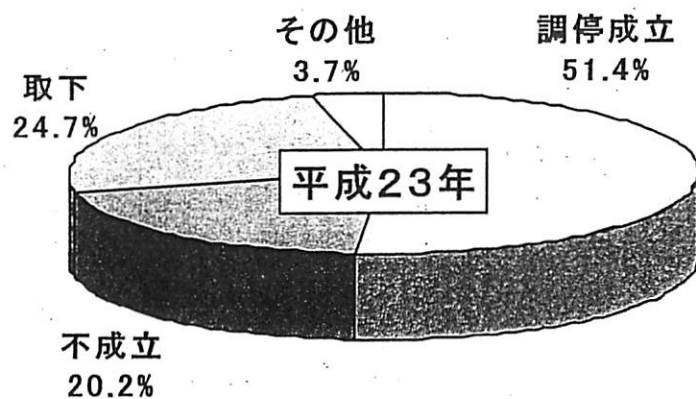


表11 「家事調停事件の既済事件平均審理期間」

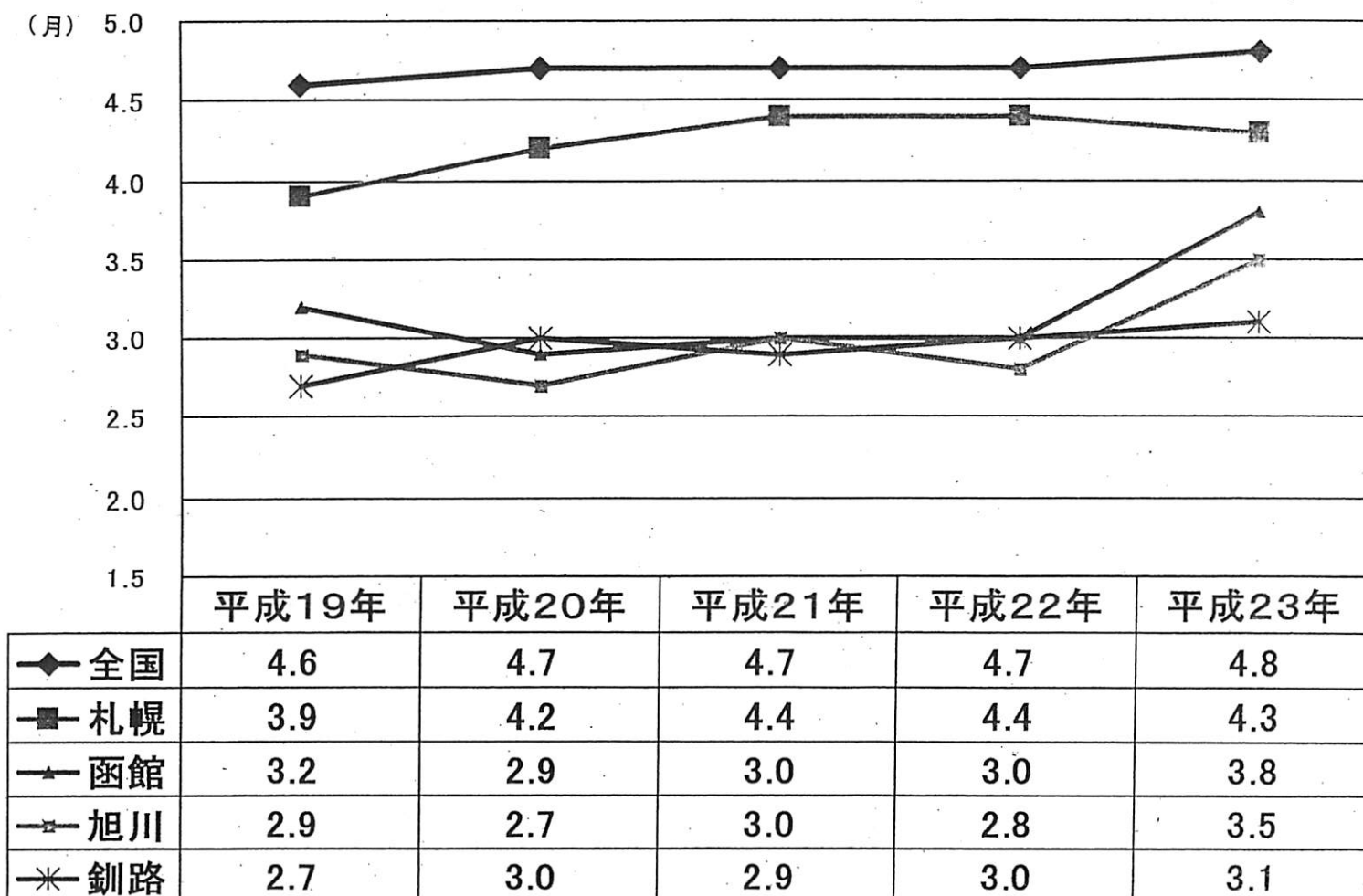
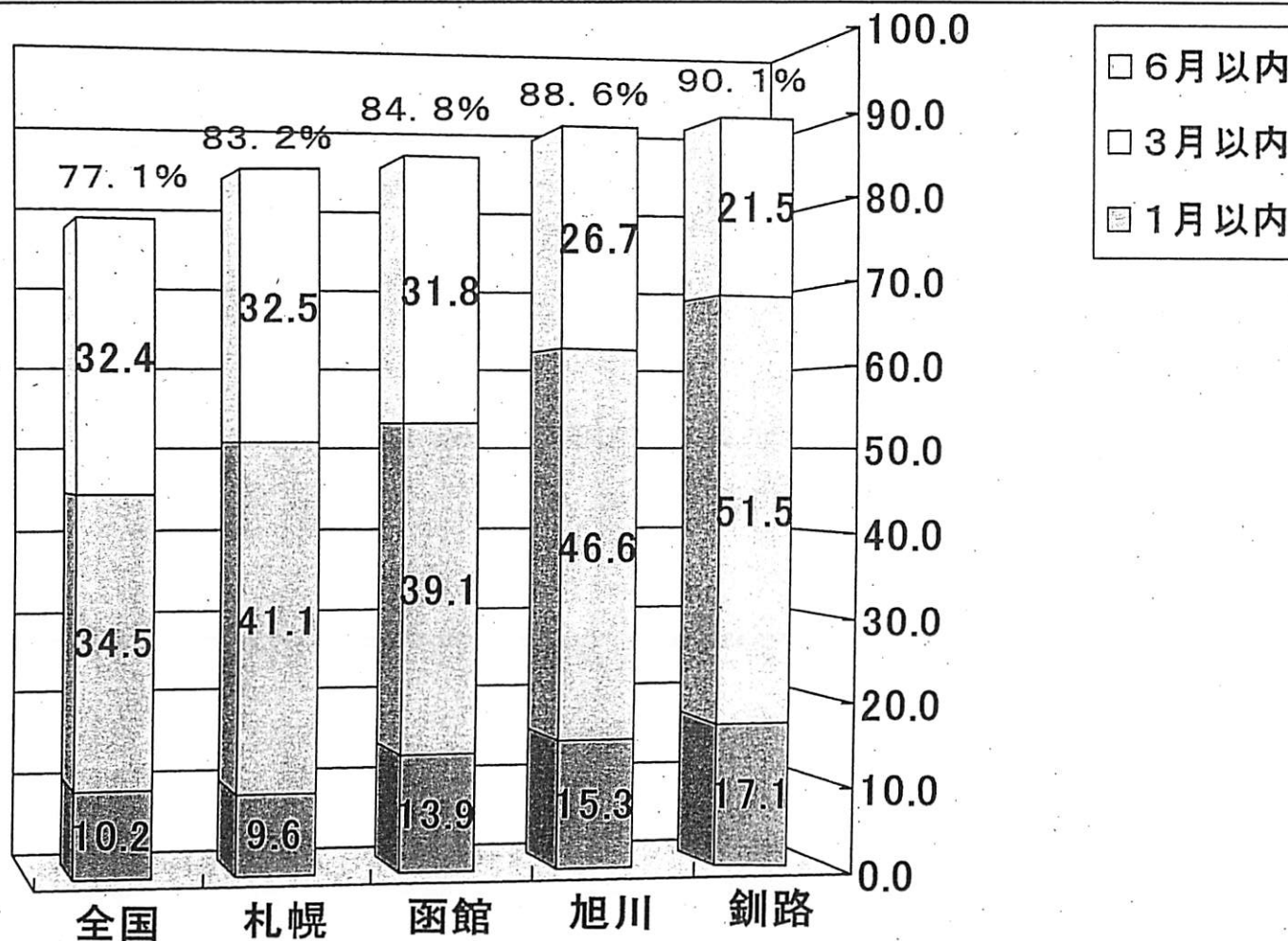


表12 「家事調停事件の審理期間別既済事件割合」

平成23年



平成 24 年 10 月 5 日 (金) 開催

札幌高等裁判所管内調停運営協議会協議結果要旨

民事関係 協議問題 (提出庁 札幌地裁)

1 出題の背景状況について (参加各庁の共通認識)

当事者の権利意識の高揚と事前の情報収集の増加により、法的判断や専門的知識に裏付けられた迅速かつ的確なあっせんが調停の場で求められている。

2 取扱いの実情と工夫について

(1) 代理人が弁護士である割合は全体として 2 割程度であるが、交通事件では 8 割、医療過誤事件ではほぼ全件弁護士が関与しており、法的判断、専門的判断が調停の前提となる。評議は事案の困難さに応じて適宜実施している。17 条決定の事例としては、貸金で申立人に証拠がなく双方の認識が食い違う事件において、申立代理人から調停案の提示を求められて調停委員会の事実認定を基に調停案を提示して双方の了解を得て 17 条決定をしたケースがあった。自己研鑽の必要性が高まっているので自主研修会を複数回に増やした。 (函館)

(2) 納得性の高い調停を実現するために、調停主任と専門家調停委員 1 名とベテラン 1 名で委員会を構成している。問題点の把握が難しいときや進行困難な場合は中間評議を行っている。当事者に対して、専門家である調停委員の立場を伝えることも納得を得るためには効果的である。専門家調停委員の活用ということでは、税理士調停委員が、登記簿上存在しているが実際は廃業している相手方会社について税務会計関係などを調査して事案を整理したケースがあった。特殊な事案があれば研修会で議題にしている。基本に忠実に、申立書の精読、進行方針についての事前評議、調停のメリットを意識させる丁寧な制度説明、主張や根拠を踏まえた紛争解決方法の多角的な検討も重要である。 (旭川)

(3) 当事者からも代理人弁護士からも法的判断を求められるため、基礎的知識が必要である。自主研修会で裁判官が講師となって具体的事案を想定した講義を

5回実施した。原則、全件について裁判官との事前評議を行っており、争点の把握、聴取すべき事項の確認を行っている。評議の場面一覧や、慰謝料算定資料についての考慮事項を調停委員に周知して利用し、調停経過連絡票を作成して進行状況の共通認識を持っている。17条決定を活用しているケースはない。

(釧路)

- (4) 当事者が求めていることの中心は事実か、法律か、感情かを把握し、譲歩できる範囲を見極めることが重要と考えている。納得性が高い調停を行うため、裁判官が事案概要メモを作成し、利用することによって事前評議時間が短縮できた。裁判所と調停委員との意見交換会を5回実施し、そのうちの2回は評議を取り上げた。弁護士も含めて専門家調停委員がいるので、当事者にとって納得性の高い合理的解決ができているし、一般調停委員も積極的に関わっている。17条決定を行うことは多くないが、積極的に取り上げた事案もあった。争点が出尽くした後、調停委員会から案を出すと受け入れやすい場合がある。専門家調停委員は専門的な知識の点から、一般調停委員は社会常識の点から当事者とコミュニケーションを図り、公平中立な立場で丹念に聞き取りを行っている。

(札幌)

3 弁護士調停委員の関与について

- (1) 弁護士調停委員は2人である。関与率は把握していない。 (旭川)
- (2) 弁護士調停委員は2人だったところ、1人になった。すぐに弁護士の補充はできなかったが、4人の専門家調停委員が任命された。調停相談のときも弁護士調停委員がいると助かる。勉強会も弁護士調停委員が中心になってくれた。

(釧路)

- (3) 代理人弁護士がついているときは、弁護士調停委員がいるとスムーズな感じがする。 (札幌)

4 専門家調停委員の活用について

- (1) 交通事故を起こした従業員の事件では、労働時間が過酷だったと反論があり、損保の専門家、社会保険労務士、一般調停委員、裁判官で調停委員会を構成し、

専門的知見を活用した。労働審判制度についても当事者に説明したが、調停の中で労働問題も解決しようと評議を重ねて、申立人弁護士も納得して調停が成立した。専門家調停委員を活用することで法律観点に基づいた解決策に到達する。専門家の弁護士もいいが、調停委員にも充実したスタッフがいると思う。

(札幌)

- (2) 損保経験者が交通事件を担当している。人身事故は複雑だが、専門家の活用によって、申立人の症状や不満などの話も聞くことで信頼感を獲得できた。人身事故のケースでスムーズな調停が続いている。

(旭川)

- (3) 交通事故の事件で、専門家調停委員と一般調停委員が担当し、加害者側には代理人弁護士がつき、被害者側は本人だった。後遺症はないという病院の診断だったが、本人は痛いと言うので、一般調停委員がいろいろと聞いていくうちに、加害者が事故のときに職業を偽っており、それが許せなかったという事情が分かり、解決に至った。争点が法律的な方向へシフトしているので、調停も変えていこうというのものもあるだろうが、本来の役割も大事にすべきだと感じた。

(釧路)

- (4) 境界を2センチ超えたところに塀があるという事件があった。実際は、2センチは測量の限界であり、越境の判断ができない。そこで裁判官が「民法では工作物は境界線上にあるのが基本であり、今回の件は調停では認めるのが困難である。自分の裁判の判断なら塀の収去は認めない。」と話したら、当事者が諦めて良い方向で解決した。

(函館)

5 17条決定について

- (1) 17条決定については、専門家調停委員がかなり検討し、結論を詰めているケースなどでは、もっと利用しても良いと思う。

(札幌)

- (2) 過払金請求事件を訴訟から調停に付しており、そのケースでは17条決定をするので増えているように見える。一般の事件で調停不成立になりそうなときに17条決定を検討してみるが、なじまないケースが多い。

(札幌)

- (3) 争点を確定し正確な事実認定を行うために、事情聴取を行い、証拠を確かめ

て合理性の観点から評議して結論を固めていく。訴訟になったときどうなるかを踏まえた解決案を考えるのが大事である。17条決定は、一般事件では難しいという意見があったが、調停の経過の中で裁判所の考えを説明しておけば、それを踏まえた17条決定を出すことも良いのではないかとと思われる。

(家庭局長)

家事関係 協議問題 (提出庁 旭川家裁)

- 1 家事事件手続法においては、これまでより手続の透明性が高く、客観的資料に基づく当事者間の共通認識を基礎とした納得性の高い調停運営が求められ、これは、別表第二の調停事件に限らず一般調停事件においても同様である。
- 2 一方で調停と訴訟はそもそも手続の性質が異なり、調停は話し合いの手続であって、訴訟のように証拠によって事実関係の存否を認定する手続ではなく、証拠は本来調停手続にはなじまない資料であるとの認識がある。しかし、養育費や財産分与といった経済的問題では、収入や財産状況を明らかにする客観的資料を当事者間で共有することは、紛争解決に有益に働くことから積極的に共有すべきであるが、面会交流の適否や慰謝料の前提となる事実に関する資料等は、必ずしも調停の円滑な進行に資するとは限らず、かえって紛争解決の妨げにもなることがあるから、少なくとも調停を進行させている間は裁判所から積極的に共有化を図るべきではない。この点は、申立書写しの送付をはじめとして、これまでより手続の透明性を高め、客観的資料についての当事者間の共通認識を基礎とした納得性の高い調停運営を目指す家事事件手続法の下においても基本的には変わらない。別表第二の調停事件は、審判移行後、原則として事件記録の閲覧・謄写が許可されとしても、そのことと調停運営のために積極的に客観的資料の共有化を図るべきか否かとは別問題である。
- 3 調停は、互譲の精神を持って、話し合いで解決をしていく手続ではあるが、家事事件手続法は、当事者の主体的な手続関与及び自主的な紛争解決意欲の向上を通じて、納得性のある紛争解決を目指すことが求められている。裁判所に調停が申し立てられるのは当事者間に争いがあるからであり、調停委員としては、当事

者から、その申し立てられた事案のどこに争いがあるのかを、具体的にどのような事実を認識し、それを理解し、どのような主張を展開しているのか、その主張についてどのような根拠があるのか、何が原因になっているのか等を十分聴取することが必要である。

4 家事事件手続法では、司法的機能の充実という観点から、争点を把握し、当事者に必要な資料を提出させ、その資料を確認し、そして、反対当事者にも提示し、当事者に自ら考えてもらい、紛争を解決していく方向が示されている。特に審判事件については、当事者権の保障として当事者の権利行使に関する法整備がされているが、調停委員としては、調停事件についても当事者権の保障を前提とした紛争解決機能を高めていかななくてはならないという認識を持つ必要がある。そして、一般調停事件においてもそのような認識を持った上で調停運営を行うことが調停のあるべき姿として求められている。客観的資料に基づく当事者間の共通認識を基礎とした納得性の高い手続を行うことがこれからの調停運営のあるべき姿であり、当事者権の保障で重要なのは情報の共有である。しかし、客観的資料についての当事者間の共通認識という視点だけで、当事者から提出された資料について、その内容を吟味しないで、反対当事者に開示するようなことがあれば、逆に反対当事者の感情の反発を招く事態になることもあり得ることから、調停手続の特殊性を十分に考慮した上で、客観的資料となりうるものは何かという認識を常に持つ必要がある。

5 経済資料である収入認定の場合の源泉徴収票などは明確であり、客観的資料としての効果が高いものであるが、面会交流の阻害事由や慰謝料の前提問題については、客観的に示す証拠はなかなかないことから、調停委員会としては提出された資料の証拠の価値を十分に吟味する必要がある。

6 本問(1)の「あざの写真」は、いつ、どこで、どのような過程でできたのかが明らかではないことから、調停委員会としては、当事者から十分に事実を聴取し、申立人に暴力を振るったことが子についての面会交流の阻害事由となりうるものであれば、その事実を示す資料を相手方に提示して、相手方からも十分に事実関

係を聴取するなどの調停運営をしていくことになるであろう。申立人に対する暴力行為があったからといって、直ちに子に対する面会交流の阻害事由があるとは言えない場合もあり、また、申立人に対する暴力行為が面会交流を求めている子の目の前でしばしば行われていた場合などは面会交流の阻害事由となる場合もあるであろう。

7 本問(2)の「相手方の行動や浮気相手とのやりとり等を記載したメモ」は、所詮、申立人の言い分でしかなく、申立人の主張書面に近いものであって、客観的資料としての価値はあまり認められないと言える。そこで、このメモを作成する基になった資料が何かあるはずであり、それが原資料になると思われる。調停委員会としては、申立人から、どうしてそのように考えるようになったのか等を十分に聴取して、原資料となった資料が提出できるものであるなら、その原資料を提出してもらい、それを客観的資料とすることも考えられる。調停委員会としては、事案により節目、節目に応じて、十分な評議を重ねて調停運営していくことが重要である。

8 家事事件手続法における調停運営においては、調停委員会の心証を客観的資料に基づき適正な形でとることが必要であり、当事者から提出された資料を調停委員会で使用する場合は、反対当事者の反論を聞かなければならないし、十分な評議を行うことも必要である。反対当事者に客観的資料を示すか否かは、調停委員会の結論や説得の仕方にその資料の示す事実が影響を及ぼすのか否かに関わってくるのであり、結論に影響がある資料は示さなくてはいけない。開示の時期としては、調停委員会が結論を出すまでに反対当事者にその資料を示すことで足りるであろう。客観的資料を反対当事者に提示する時期、方法については、調停委員の経験が生きるものである。今後は、調停判断に重要と思われる情報については、できるだけ当事者双方が認識できるようにし、後日になって「そういうことは知らされていなかった。」と当事者から言われるようなことのない調停運営を心がける必要があるだろう。